

令和4年4月1日

事業主払込（振込）実施事業所 御中

国民年金基金連合会
確定拠出年金部

制度改正に伴う iDeCo 掛金振込事務フローの一部変更について

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年5月の制度改正（加入年齢引き上げ）に伴い、国民年金第2号被保険者（厚生年金、共済加入者）の方が個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入した場合にも、日本年金機構の記録と照合し資格確認することとなりました。

この照合は、毎月初、登録事業所あてにお送りしている「個人型年金掛金振込事前通知書」に記載されるデータ（または iDeCo システムで開示される「振込事前通知データ」）に基づいて行い、照合の結果「加入不該当者」(*)が発生する場合には、当月の振込予定金額が自動的に変更（減額）されることとなり、対象となる登録事業所あてに、自動減額後の振込予定金額をお知らせするため、「加入不該当者等に伴う振込金額変更のお知らせ」（添付見本ご参照）を郵送いたします。

つきましては、「加入不該当者等に伴う振込金額変更のお知らせ」が届いた事業所においては、下記の事務フローで振込金額をご確認の上、期日までにお振込いただきますようお願いいたします。（加入不該当者が発生しない場合は、当お知らせは郵送いたしません。）

(*) 基礎年金番号または生年月日不一致者、公的老齢年金受給者、iDeCo 老齢年金受給者。

◆iDeCo システムをご利用の事業所の方へ

iDeCo システムでは、加入不該当者等に伴う振込金額変更があっても、月初に通知した「振込事前通知データ」は更新されません。iDeCo システムご利用の事業所へも、当お知らせを郵送しますので、必ずご確認ください。

記

1. 掛金振込事務フローの変更点（事務フロー詳細は裏面ご参照）

- ① 現在、月初 2 営業日発送の「振込事前通知書（データ）」から「振込対象外」とする対象者・金額を確認して、振込金額を確定する作業は従来通り実施します。
- ② 新たに、月初 6 営業日発送の「加入不該当者等に伴う振込金額変更のお知らせ」が届いた場合、そこに記載された「振込予定金額」から①で振込対象外とする金額を減額した額が最終振込金額となります。（このお知らせには①で振込対象外とした対象者・金額も再表示されています。）
※確定振込金額＝「振込金額変更のお知らせ」に記載の「振込予定金額」－①の振込対象外とする金額
- ③ 実際の振込金額が確定振込金額より多かった場合は、連合会から原則として翌月に、超過した金額をご指定頂いた口座に振込により返金します。

2. 変更日：令和4年5月振込分から実施

以上

【問合せ先】 国民年金基金連合会 コールセンター

TEL：0570-003-105

令和4年5月以降の振込事務フロー

- 下記のフローに沿って、振込金額を確認の上、振込手続きをお願いいたします。
- 当月給与天引きを行わない加入者を「振込対象外」とする手続き方法や手続き期限は従前通りです。**
- 日本年金機構と加入資格確認後、不該当事者が存在する場合は、連合会側で自動的に振込対象外といたします。事業所側で不該当事者を振込対象外とする手続きは不要です。**



